

平成20年度鳥取県食品衛生監視指導計画に対する御意見等について

項目	意見の内容	対応	送付方法	年代	性別	居住地
1 基本事項 (3)行政、食品関連事業者及び消費者の役割	今回のギョウザ事件は明らかになっていませんが、テロ対策と同様で何が起るかわからないことを知らせました。このことから、検査・監視はもちろんなことながら、消費者への指導も大変重要だということが今更ながら明らかとなりました。 食の安全安心のためには消費者もコストの負担をそれなりに担うということを熟知してもらい、個人でも安全安心のために一層の知識を持ってもらうことが必要ではないでしょうか。行政が与えるばかりでなく、その前に消費者がすべきことを監視指導計画の中で重要な部分を占めるようすべきではないでしょうか。	食品安全基本法では、消費者の役割として、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めると共に、施策について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものと明記されています。本県の監視指導計画においても、この考えかたを取り入れ、消費者が食の安全に関する施策に積極的に参加していただくことを期待しています。 頂きました御意見を参考に、本文の表記を修正いたします。	FAX	60代	男性	中部
2 監視指導の実施体制に関する事項	消費者の立場では、商品のラベルの表示を見て、それを信用して買うしか方法はありません。しかし、トラブルが発生するのはラベル表示と中身に違いがあるため、内部告発が多いと聞いています。 製造過程での監視指導を強めると共に、消費者も交えて、消費者の目で確認出来る体制づくりをお願いします。	県では、食品を製造する幾つかの業種について、重点的に監視指導を実施しているところですが、市場に流通する食品にあっては、消費者の方に御協力頂き、食品の表示をモニタリングしていただく、食品表示ウォッチャー制度を設けています。平成20年度も引き続き当該精度を実施することとしております。	FAX	70代	女性	東部
2 監視指導の実施体制に関する事項	食品衛生監視員等により効率的で一元的な監視指導を行うことは大変結構なことですが、体制についての具体的な計画を示すことが必要ではないかと考えます。 少なくとも、現在の監視員等の体制がどうなっているのか、20年度にその体制をどうするのかについて示していただくことを要望します。	20年度は、県内3箇所の各総合事務所生活環境局生活安全課に、食品衛生監視員、農薬取締職員等を配置し、食品、農薬、肥料に関する監視指導を実施します。また、食肉衛生検査所にと畜検査員を配置し、県内で処理される食肉について検査することとしています。具体的な記載については、今後検討したいと思いますが、出来るだけ本文に追加記載いたします。	FAX	—	団体	東部
3 重点的に監視指導を実施すべき事項	適正な表示の徹底が新たな項目に入っていますが、監視の手前で、事業者の方に趣旨や内容を徹底することが重要でないかと考えます。実効性のある対策を要望します。	御指摘のとおり、事業者の方に新たな制度の趣旨や内容を知っていただくことは重要だと考えております。効果的な周知の方法については今後も検討していきます。	FAX	—	団体	東部
4 季節的な重点監視指導の実施に関する事項	食中毒については、近年ノロウイルスの流行でむしろ夏季より冬季の食中毒が増えているようです。的をしぼった対策が必要ではないかと考えます。	ノロウイルスは、近年食中毒原因の上位を占めている状態であり、特に、食品由来の食中毒だけでなく、感染した従事者による汚染が多発しています。 19年度においても、冬季に病院、福祉施設等に立入り、調理従事者の健康管理等を重点に実施したところです。 御指摘の点については、季節的な重点監視指導の項目として追記することとしました。	FAX	—	団体	東部
6 食品等の収去検査等に関する事項	容器、包装、おもちゃが収去検査に追加されていましたが、乳児用のおもちゃも検査されるのでしょうか？最近の赤ちゃん用のおもちゃはほとんどが中国製です。やはり、みんなが「中国製だけ大丈夫？」って言ってます。自分の子供も最近手に持つものはみんな味見をして、ジュバジュバにしてみますので、私もちょっと気になります。数は少なくとも「検査してもらえば安心」という県民の気持ちが分かる今日この頃です。	20年度に収去検査を予定している容器包装・おもちゃは、主に外国製の樹脂製食器(コップ、スプーンなど)や子供が口にできる可能性が高いおもちゃを予定しています。今回のご意見は、今後検体を採取する際に参考とさせていただきます。	メール	30代	女性	中部

項目	意見の内容	対応	送付方法	年代	性別	住居地
6 食品等の収去検査等に関する事項	の残留農薬検査の分析項目を増やすのは、大変良いことですが検査日数が長いと、ある品物は出荷の終わる品目もあります。たとえば、今日出荷された青果物を持って帰られて検査されても検査結果が出たとき、その品物は消費者に渡り、消費されていると思いますが、どう対処されるのでしょうか。	食品事業者は、消費者に食品を供給する者として、食品の安全性を確保する責任を有しており、行政はこうした取組みが機能しているかを確認する立場から定期的に食品の検査を行っているものです。検査の結果が出るまで流通を止めることは出来ませんが、基準を超える農薬が検出された場合、食品衛生法に基づき、当該食品の回収等の措置を行います。	FAX	—	団体	東部
8 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項	今回のギョウザ事件は、食中毒らしき訴えに対してそれを取り上げる窓口の対応、関係機関の連携のまずさも取りざたされていました。本文P7の8項目の(2)が機能するように実際の連携が取れているかが疑問です。	食中毒等の調査については、今回の事件を機会に、本県における医療機関や関係課との通報体制を点検し、速やかに情報が伝わるよう努める所存です。	FAX	60代	男性	中部
9 食品等事業者の自主的衛生管理の実施に関する事項	安全確保のためには事業者の衛生管理の向上が最も重要であるのは、その通りだと思いますが、事業者の規模により取組み方に大きな差があるのではないかと心配します。小規模の事業者の方も大きな負担感なしに適切な対策がとれるよう、具体的な対策の充実を要望します。	食の安全確保には、各事業所に設置されている食品衛生責任者による自主管理を充実していくことが重要と考えます。責任者が常に新しい知識を持ってその責務を果たせるよう、定期的な講習会の開催などに参加しやすいよう仕掛けづくりを考えていきたいと思ひます。	FAX	—	団体	東部
10 住民との情報及び意見交換の実施に関する事項	リスクコミュニケーションの推進にあたっては、一方的な情報提供や意見発表にとどまらない、充実した意見交換の方法を確立することが必要だと考えています。日時、会場設定など多くの人が参加しやすい工夫も併せて要望します。	今後の食の安全に関する施策を進めるにあたり、リスクコミュニケーションは重要と考えております。情報の共有と意見の交換が図れるよう、手法を検討するとともに、コーディネーターの育成等の推進に努めたいと思ひます。	FAX	—	団体	東部
その他	概略では図も使って、わかりやすくまとめる工夫がされていると感じましたが、ホームページ以外に県民に広く広報することはされていますでしょうか？できれば意見募集の段階で広く伝える手段を検討していただくことを要望します。計画策定後は、特に重要な役割を果たさなければならない事業者の方への徹底はもちろん、消費者(団体)などへのお知らせの工夫をご検討下さい。	意見募集については、現在、とりネット(ホームページ)での掲載のほか、各総合事務所の県民局での閲覧、関係団体等への通知により行っています。監視指導計画は、広く県民の皆様知っていただき、より多くの意見を頂戴したいと考えております。広報等の手段については、計画策定後のお知らせと併せて、今後も検討していきたいと思ひます。	FAX	—	団体	東部
その他	「計画」の実施にあつては、多くの部分が県の予算措置と関連してくるものと思ひますが、予算が増えているのか減っているのかさえよくわかりません。増減について、主なポイントとなる部分だけでも示していただければ(予算要求段階の考え方でも)よりわかりやすいものとなり、意見も出しやすくなるのではないのでしょうか。計画の諸所に、昨年に比べて強化する、あるいは新しく追加する対策が示されていますが、現実にはこれまでの施策の効果が現れて削減する部分もあつてよいのではないかと思ひます。増やす部分(減らす部分)を、その根拠も示してわかりやすく記述していただくことを要望します。	監視指導などの業務は、食品関係業務の予算の枠内で実施しているものもあり、個々の増減を記載するのは難しい面がありますが、次年度計画の策定においては、御指摘の点を考慮していきたいと思ひます。	FAX	—	団体	東部